

## 令和2年度 実地指導結果

実地指導とは、都道府県および市町村から担当者が介護サービス事業者等へ出向き、適正な事業運営が行われているか確認するものです。

実地指導は、介護サービス事業所の育成・支援に主眼をおきつつ、制度管理および保険給付の適正化とよりよいケアの実現に繋げることを目的として行います。

栗東市の条例や国の省令、通知などにに基づき、作成された自主点検表や勤務体制等を実地指導前に提出していただき、実地指導当日にはその内容の確認をしていき、指導を行います。

なお、実地指導は、監査ではありませんが、実地指導の際に、著しく不適切な点が見受けられた場合、監査に移行する場合があります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前に検温し、マスク着用・手指消毒をした上で事業所へ少人数で出向き、短時間の滞在を心がけ実施指導を行いました。

### 1. 実績

#### 【実地指導計画数と実績】

地域密着型サービス	市内事業所数	実施計画数	実施数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0
認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
小規模多機能型居宅介護	3	0	0
認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	3 (2)	1 (1)	1 (1)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	0	0
地域密着型通所介護	8	2	3
合 計	17	3	4
	(3)	(1)	(1)
	<b>20</b>	<b>4</b>	<b>5</b>

※市内事業所数は、令和3年2月末現在

※地域密着型通所介護の実施指導は、当初2事業所の予定でしたが、3事業所に行いました。

## 2. 主な指導内容

### (1) 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

#### ■運営指導事項

【重要事項説明書について】 ・文言の修正をすること
【運営規定について】 ・文言の修正をすること
【避難確保計画について】 ・外部機関等の緊急連絡先など軽微な誤りについて、修正すること
【事故報告について】 ・ヒヤリハットと事故の区分について、市の基準と合うよう修正すること

#### ■報酬請求指導事項

【居宅療養管理指導について】 ・計画に明記されていないため、記載すること
---

### (2) 地域密着型通所介護

#### ■運営指導事項

【重要事項説明書について】 ・軽微な誤りについて修正をすること
【運営規程について】 ・記録の保存年数を5年に改めること （栗東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第60条の19の規定による） ・暴力団の排除にかかる記載を追記すること （栗東市暴力団排除条例第5条の規定による） ・その他軽微な誤りについて修正をすること
【契約書について】 ・自己負担3割を記載すること ・その他軽微な誤りについて修正をすること
【事業所内の掲示物について】 ・掲示している重要事項説明書などについて、常に最新のものに更新すること

**【生活相談員について】**

- ・生活相談員は、サービス提供時間を通して1名以上配置が必要であり、必ず人員配置すること

**【その他】**

- ・労働条件について、従業員へ書面で交付すること
- ・日用品費として定額自己負担とするのではなく、利用者が負担することが適当であると認められる費用については、実費額の負担とすること

**■報酬請求指導事項**

**【認知症加算について】**

- ・認知症の症状の進行の緩和に資するケアを行うことが算定の要件であり、その具体的内容を通所介護計画書に記載すること